



特別編 その3

※ ○か×で答えてね ※

問1 自転車の荷台に30kgを超える荷物を載せて運転すると違反になる。

答え	
----	--

問2 「大分県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」では、保護者は、監護する未成年者が自転車を使用する場合は、自転車損害賠償責任保険に加入しなければならない旨定められている。

答え	
----	--

問3 このような左右の見通しが悪い交差点で、自転車が徐行せずに車と衝突した場合、自転車の運転者側にも交通事故を起こした責任が問われる。



答え	
----	--

問4 携帯電話をハンドルに固定していれば、画像を見ながら運転しても違反ではない。

答え

問5 歩道を通行する際、歩行者がいなかったので、歩道の真ん中を通行した。

答え

問6 道路左側の白色実線が2本引かれた路側帯の内側を通行した。

答え

問7 写真のような歩道が設置された道路において、矢印の部分を通行しても違反にはならない。



答え

問8 自転車は、原則、車道を通行しているときは車両用信号機に従い、歩道を通行しているときは、歩行者用信号機に従う。

答え

問9 最高速度30km/h規制の道路を、時速40kmで走行した。



答え	
----	--

問10 自転車の運転に関して一定の危険な違反行為を3年以内に2回以上行ったため、都道府県公安委員会から自転車運転者講習の受講を命じられたが、罰則のない努力義務なので受講しなかった。

答え	
----	--



特別編 その3 正答および解説

問1 正解は：○

設問のとおり。大分県道路交通法施行細則第12条で、「自転車の荷台に積載できる荷物の重量は30kg以下、幅は荷台の左右から0.3m以下」等と定められています。また、自転車でけん引するリヤカーにも重量制限が定められています。安全に走行するため、よく確認をしてください。

違反種別：公安委員会遵守事項違反

罰則：2万円以下の罰金又は科料

反則金：5,000円

問2 正解は：○

設問のとおり。

「大分県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例第13条第2項」に定められています。

問3 正解は：○

設問のとおり。道路交通法第42条では、「車両等（自転車を含む）は、左右の見通しのきかない交差点に入ろうとするときは、徐行（直ちに停止できる速度で進行すること）しなければならない」とされています。

違反種別：徐行場所違反

罰則：3月以下の拘禁刑又は5万円以下の罰金

反則金：5,000円

問4 正解は：×

携帯電話を手に持っていなくても、画像を注視して道路における交通の危険を生じさせる行為は「携帯電話使用等」や「安全運転義務違反」に該当します。

①**違反種別**：携帯電話使用等（交通の危険）

罰則：1年以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金

②**違反種別**：安全運転義務違反

罰則：3月以下の拘禁刑又は5万円以下の罰金

反則金：6,000円

問5 正解は：×

歩道を通行する際は、歩行者の有無に関わらず、歩道の中央から車道寄りを徐行しなければなりません。

違反種別：歩道徐行等義務違反

罰則：2万円以下の罰金又は科料

反則金：3,000円



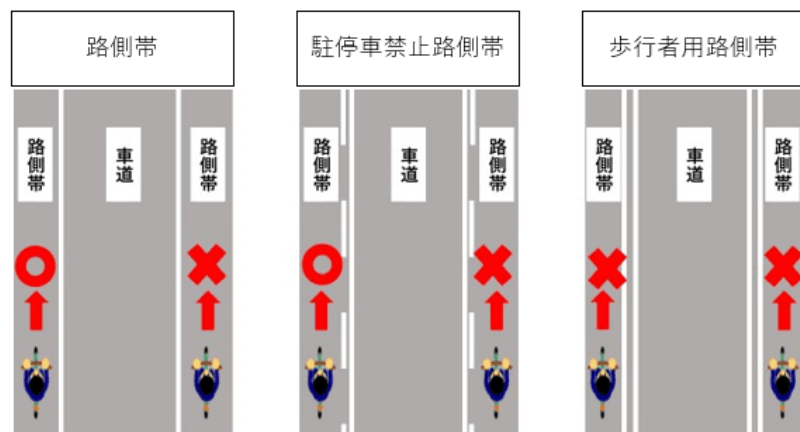
問6 正解は：×

白色実線が2本引かれた路側帯は歩行者用路側帯です。自転車は通行することができません。

違反種別：通行区分違反

罰則：3月以下の拘禁刑又は5万円以下の罰金

反則金：6,000円



問7 正解は：○

設問のとおり。

一般道において、自転車で歩道と車道の間にある路肩と呼ばれる場所を通行しても、違反にはなりません。

問8 正解は：○

設問のとおり。

ただし、車道を通行していても、歩行者用信号機に「歩行者・自転車専用」という補助標識があるときは、歩行者用信号機に従います。



問9 正解は：×

自転車は車両の仲間です。標識による指定の速度違反の対象です。仮に、標識がない道路であっても、運転者には常に安全な速度と方法で運転する安全運転義務があります。

違反種別：速度超過

罰則：6月以下の拘禁刑又は10万円以下の罰金

反則金：

- ・15km/h未満 6,000円
- ・15km/h以上20km/h未満 7,000円
- ・20km/h以上25km/h未満 10,000円
- ・25km/h以上30km/h未満 12,000円

問10 正解は：×

自転車運転者講習とは、自転車の運転に関して一定の違反行為（危険行為）を3年以内に2回以上行った者に対して、都道府県公安委員会が講習の受講を命ずるものです。自転車運転者講習は命令違反に罰則（5万円以下の罰金）がある法律上の義務です。必ず受講しましょう。